

「各部会幹事会議」・「各支部常任委員会」
「理事代行者会議」

——書面による審議を実施

当協会は、3月9日から24日に開催を予定していた「各部会幹事会議」「各支部常任委員会」、3月26日に開催を予定していた「理事代行者会議」について、新型コロナウイルス感染拡大防止

の観点より、対面による会議の開催を中止し、書面による審議を実施しました。

それぞれの会議出席者には当協会より会議資料を送付、当協会ホームページに掲載された議案説明の動画とともに内容を審議し、審議結果を当協会に回答する方法で進めました。

今回審議する内容は、

- 「各部会幹事会議」及び「各支部常任委員会」
- (1) 令和元年度事業報告
 - (2) 令和2年度事業計画(案)
 - (3) 会員事業場 年間1社入会紹介活動等の推進等、4議題。

「理事代行者会議」

- (1) 令和元年度2月末事業報告
- (2) 令和元年度2月末収支状況並びに収支決算見込み



ホームページ掲載用「議案説明」動画撮影の様子



石田副会長



市之瀬専務理事・事務局長

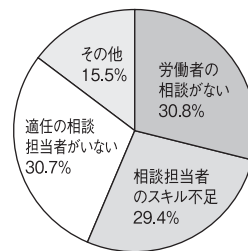
愛知県下各労働基準協会 勤労者労働総合相談センター
パワハラ等防止対策総合支援事業

実施機関 社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング



もし 元禄の世に
勤労者労働総合相談センター
があったら
パワハラ遺恨傷害事件
刃傷松の廊下
パワハラ遺恨大殺傷事件
赤穂浪士討ち入り
は防げました

労働者の相談がなく、充分機能していない企業のパワハラ相談窓口の問題



愛知県下各労働基準協会では、パワハラ等防止対策総合サポート事業の一環として、企業の委託を受けパワハラ被害者となった労働者が相談できる、企業の外部相談機関「勤労者労働総合相談センター」を令和2年1月より開設しました。この相談センターは、愛知県下各労働基準協会の関連機関となる社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティングが実施機関となります。労働基準協会が設置した相談機関であり、労働者も安心して相談することができ、パワハラ問題等を重篤な事件に発展させないことを目的としております。

ぜひご利用いただけますようお願いいたします。

お問い合わせ先 当協会 事業企画推進部 (☎052-961-3655)

- 概要
- (3) 令和2年度事業計画
 - (案)
 - (4) 令和2年度収支予算
 - (5) 役員改選について

審議の結果については、本誌にて報告いたします。

等、7議題。